

第3章 西駒郷の支援内容の充実

利用者の高齢化、障害の重度化、多様化が進行している中で、「個人の特性や生活スタイル、支援の必要度合に見合った支援を行う」とことと、「利用者が尊厳を持ってその人らしい自立した生活ができるよう支えていく」ためのサービスの向上と利用者の権利を擁護する取組を積極的に行うことが必要であるとの提言が示されました。

これらのことを具体化するために、引き続き次のような取組を行い、支援内容を充実してまいります。

1 個別の障害特性に応じた支援

(1) 個別支援計画の策定と個別支援の充実

利用者の生活支援は、個別の支援計画に基づき一人ひとりに適切な支援を行うことが求められています。特に障害の重い方については個別支援計画の策定をより適切に行うことが重要です。

これまで支援計画については、利用者の障害の重度化、多様化に伴い、施設内自立を目指すための支援に重点が置かれてきました。基本構想策定後、QOL（生活の質）の充実や地域生活に視点を置いた支援への移行を図り、地域生活移行が実現できる個々の支援計画を作成しています。また、常によりよい支援が利用者に提供できるよう、外部の専門家等を交えたケース検討会を定期的で開催したり、地域社会へ積極的に活動の場を移し、社会と直接触れあう機会を増やすことで社会生活力を高めるなどの様々な取組を引き続き具体的に行ってまいります。

特に、コミュニケーションが不十分な重度の利用者に対しても、生活全般の中でニーズを的確に把握し、支援を行い、職員自らがその支援を点検し、自己評価を行うなどの方法を導入し、適切に支援計画が策定され、計画に基づいた支援が提供できるように取り組みます。

さらに、利用者に施設内外での多くの体験の機会を保障し、自己の選択や決定ができるような支援策として、自活訓練の場がありますが、地域生活移行を一層進めるために、引き続き、施設内の自活訓練を障害の程度に制限されず、多くの利用者がその希望に沿って活用でき、かつ実効のある支援となるようにしてまいります。

(2) 居住棟での生活支援のあり方

これまでは、利用者は行動の特性や生活スタイル、支援の必要度合ではなく、障害の程度や年齢によって生活する場（居住棟）が決められていました。利用者の居住棟での生活形態も、大勢の利用者があらかじめ決められた日課に沿って一緒に行動するという側面が強い傾向にありました。

基本構想策定後は、利用者のニーズに的確に応えることができ、その意思を尊重した支援が提供できる体制を新たに構築してきました。

具体的には、適切に策定された個別支援計画に基づき、障害の特性によって、できるだけ小集団での生活支援が早急に実現できるよう、また、個別のニーズにきめ細やかに、スピーディに応えることができるよう、取り組んできました。

また、全体的な地域生活への移行を進める中で、パーティション等による個室化を進めるなど、現在の居住施設を最大限活かし、可能な限り、本人の特性や互いの相性を考慮し、プライバシーが守れる生活の場を確保してきました。

さらに、障害の重い方への支援では、どんなに障害が重い利用者でも、地域生活の実現に向けた自活訓練の対象者として、積極的に訓練を行っていくことや、自閉症や強度行動障害などの利用者に対する少人数グループの編成、固定化した少数職員の対応、統一した支援方法など、「環境の構造化」も積極的に図り、より濃密な支援を提供してまいります。

(3) 日中支援のあり方

居住の場所とは異なる場所で、それぞれの特性や要望に応じた日中活動の機会を保障することは、利用者が意欲的に生き生きと生活するためには必要です。

これまでも、各部ごとに、原則的には生活の場を離れて作業や訓練などの日中の活動の場が提供され、その充実のための工夫や改善がなされてきました。しかし、保護部では、生活への支援が中心となることで、生活の場と日中活動の場を区別することは困難な状況にありました。

基本構想策定後は、利用者の特性や要望に応じた日中活動支援を進めています。具体的には、保護部利用者が更生訓練部の訓練場面への参加を促進することや、新たに重度者のための日中活動の機会を創設するなど、積極的に生活の場を離れ

た日中活動の場を提供してきました。そして、更生訓練部においても、授産部門の持つ作業内容をはじめとした各種資源を有効活用しています。

また、利用者の高齢化に伴い、従来の作業的な日中活動ばかりではなく余暇活動等の支援も積極的に行い、QOL（生活の質）の向上や生きがい作りなどに、引き続き、施設内外の社会資源を有効に活用してまいります。

さらに、利用者が就労体験を持ち、自分に合った職種を選ぶことができるように、事業所開拓を今後も一層進めます。

障害者自立支援法の新事業体系において、サービスが昼間の日中活動支援と夜間の施設入所支援に区分されたことを踏まえ、利用者の特性や希望により、日中活動の場としては、西駒郷だけでなく、外部のサービス事業所や活動の場に通うことについて検討してまいります。

2 サービスの質の向上に向けた取組

(1) 職員の専門性の向上

職員の専門性の向上は、サービスの質を保障する大きな要素として大変重要です。

施設が提供するサービスは、利用者一人ひとりの意思を尊重し、個別の支援計画に基づき提供されることによって、利用者のニーズが満たされることです。

そして、それを実現するためには、利用者のニーズの把握、支援計画の策定及び実行、その結果を評価し、評価に基づいて必要なサービスの改善を行う一連の手法、すなわちケアマネジメント手法を全職員の共通認識のもとに明確化する必要があります。

西駒郷では、支援費制度開始と同時に個別支援のケアマネジメントを実施し、6か月ごとに評価、見直しを行っています。

今後も、このような障害者福祉にかかる知識や技術はもちろん、知的障害者福祉分野における対人援助技術や自閉症・発達障害の療育プログラムなどの専門的知識や技術も保持できるよう、職員研修を積極的に実施します。

また、自己研修等を奨励し、専門性を常に維持・向上してまいります。

(2) 利用者の権利の擁護

西駒郷では、職員行動規範を策定し、全職員が毎日唱和するとともに、利用者、保護者への満足度調査の実施、福祉サービス第三者評価の受審など、利用者の権利擁護に取り組んできました。

引き続き、サービスの質を向上するための研修はもとより、利用者のプライバシー保護と人権尊重の意識を全職員に徹底するための研修も、最優先の課題として取り組みます。

これまでも、利用者や保護者が、苦情や意見を自由に表現できる機会を保障していましたが、苦情や意見に対し迅速な解決が図れ、その後に個々の支援計画に反映させることのできる体制をさらに整備してまいります。

また、外部の有識者による評議委員会の設置や福祉施設に対して活動しているオンブズマンの導入など、西駒郷の支援のあり方を公開し、積極的に外部からの批評や意見等を求めていく体制についても検討してまいります。

3 医療が必要な利用者に対する支援

医療面では、従来から隣接する駒ヶ根病院に利用者の多くが定期的に受診し、必要な医療対応を受けてきましたが、精神科領域においては、引き続き緊密な連携を図ります。また、障害歯科など医療全般についても、地域内の医療機関と連携を保ちながら利用者の健康の増進を図ります。

特に、利用者の高齢化に伴い、生活習慣病等の対応が増加しています。看護師や栄養士を中心にした検討委員会の設置や、職員及び利用者に対する研修なども積極的に取り入れ、健康意識の昂揚を図るための支援を検討します。

また、日常の生活を支える環境にも十分な配慮を行います。

4 将来的な西駒郷の支援内容

利用者の高齢化、障害の重度化、多様化の進行に伴い、居住棟は1人部屋を原則とし、10人程度を1単位とするユニットケア[※]を支援の基本形態とします。

ユニットの構成員は障害の程度に拘わらず個人の特性や生活のスタイルの別によるグループ分けによって構成されることが重要であり、特に、自閉症や強度行動

障害の利用者も他の利用者と分けられることなく、同じユニット内で一緒に生活できるようにします。

個別支援を行うには、職員が利用者の生活全般にわたり把握し、そのニーズを見極めていくことが必要です。そのため、職員体制は、統一した方針のもとに利用者の行動の細かな観察や適切な支援方法を職員自らが生み出すことができるよう、ユニットごとに固定的な職員配置をめざします。